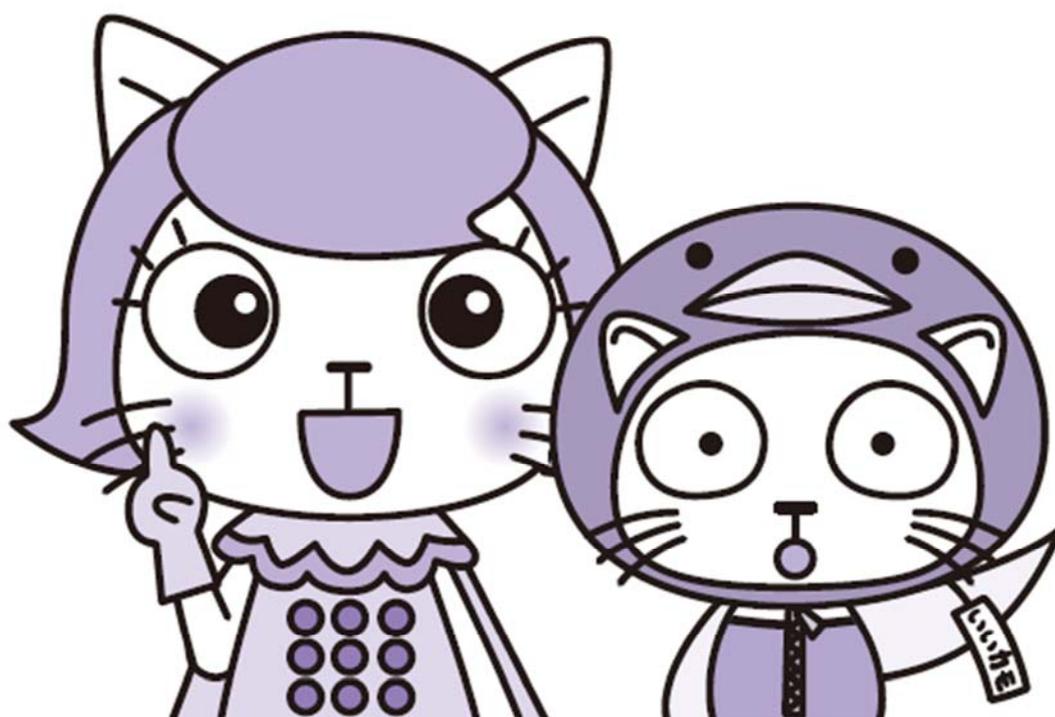


VII 施策推進のための 行政体制の充実



Ⅶ 施策推進のための行政体制の充実

平成 26 年度の事業概要	平成 25 年度の実績	実績 評価
<p>1 消費者意見の反映（経済労働局）</p> <p>(1) 川崎市消費者行政推進委員会 消費者行政推進委員会は市民の代表で構成され、消費者行政推進計画の策定、苦情の処理・あっせん・調停、訴訟の援助、消費者支援協定の施策について審議する。 委員の構成（9名） 学識経験者 4名 消費者 3名 事業者 2名</p> <p>(2) 消費生活モニター 消費生活モニターを公募し、消費生活に関する意見・提案、くらしの中の情報を聴取するとともに、アンケート調査、各種の研修会等を実施し、消費生活における各種知識の普及・啓発及び消費者リーダーの育成に努める。 定員 70名以内 任期 約1年</p>	<p>1 消費者意見の反映</p> <p>(1) 川崎市消費者行政推進委員会 第1回 5月16日（木） 【議 題】 ・川崎市消費者行政推進委員会委員長及び副委員長の選出 ・苦情処理部会委員の選出 ・川崎市消費者行政推進計画について 第2回 10月30日（木） ・平成24年度消費生活相談年報について ・平成25年度消費者行政事業概要について ・川崎市消費者行政推進計画について 【議 題】 第3回 2月5日（水） 【議 題】 ・平成25年度上半期消費生活相談統計について ・川崎市消費者行政推進計画について 第4回 3月24日（月） 【議 題】 ・平成26年度予算について ・川崎市消費者行政推進計画について ・平成26年度の事業概要について ・平成25年度苦情処理部会の報告</p> <p>(2) 消費生活モニター 平成25年度消費生活モニター 61名 ・研修会・講演会 委嘱式・研修会 4月25日（木） 消費者行政センターの業務について 他 講座「悪質商法に気をつけよう ～最近の相談事例から～」 第1回意見交換会 7月11日（木） 「私たちのくらしのすべては世界につながっている～商品の一生を知ろう～」 第2回意見交換会 11月12日（火） 「近年の食中毒事例からみた家庭での予防法について」 終了式・研修会 3月14日（金） モニター活動報告 他 講座「落語で学ぶ悪質商法」 ・モニター通信 提出数 55通 ・モニターアンケート 3回</p>	<p>◎</p> <p>◎ V</p>

平成26年度の事業概要	平成25年度の実績	実績 評価
<p>(3) 川崎市食の安全確保対策協議会 食の安全に関する情報提供及び情報交換を行い、川崎市の食の安全確保施策の充実について協議する。</p> <p>委員の構成（10名）</p> <p>学識経験者 2名 消費者 4名 事業者 4名</p> <p>(4) 市長への申出 消費者条例に定める市の措置がとられていないときや、同条例に違反する事業活動について、広く市民の消費生活に支障が生じるおそれがあると認めるときは、市民が、市長に条例で定めている措置をとるよう申し出ることにより、消費生活上の支障の拡大を防止する。</p>	<p>(3) 川崎市食の安全確保対策協議会 第1回 7月29日（月） 【議 題】 ・川崎市健康安全研究所の視察 ・川崎市食品衛生監視指導計画について 第2回 11月28日（水） 【議 題】 ・食品・水道水からの放射性物質検出の問題への取組について ・冊子『食生活と安全』について 第3回 2月14日（木） 【議 題】 ・平成26年度川崎市食品衛生監視指導計画（案）について ・冊子『食生活と安全』について</p> <p>(4) 市長への申出 市長への申出はなかった</p>	<p>◎</p> <p>—</p>
<p>2 消費者行政の円滑な推進（経済労働局）</p> <p>(1) 庁内関係局との連携 消費者行政は広範囲に及ぶため、市全体で横断的な取組みが必要となる。消費者行政連絡調整会議、食の安全対策協議会幹事会、多重債務関係連絡会議など開催し、庁内関係局と消費者行政を円滑に推進していく。</p>	<p>2 消費者行政の円滑な推進</p> <p>(1) 庁内関係局との連携</p> <p>・川崎市消費者行政連絡調整会議 2月 3日（金） ・多重債務者関係連絡会研修会 10月11日（木）</p>	<p>◎</p>

Ⅶ 施策推進のための行政体制の充実

平成 26 年度の事業概要	平成 25 年度の実績	実績 評価
<p>(2) 関係行政機関及び団体との連携強化 国及び他の地方公共団体等の連携を強化し、引き続き情報交換などに努め円滑な消費者行政を推進する。</p>	<p>(2) 関係行政機関及び団体との連携強化 消費者行政担当省庁、都道府県、政令指定都市との情報交換会議に出席した。 (主な会議) ・消費者行政ブロック会議（関東ブロック） ・大都市消費者行政担当部課長連絡会議 ・全国消費生活センター所長会議 ・消費者問題懇談会 ・関東甲信越ブロック消費生活センター所長会議 ・首都圏消費生活センターと JARO との連絡懇談会 ・南関東ブロック商品テスト担当者会議 ・P I O - N E T 運営連絡会議 ・多重債務問題懇談会</p>	◎
<p>(3) 権限の委任及び移譲に対する執行体制の整備 地方分権の推進に伴い、国や県からの事務権限の委任や委譲に対して、執行体制の整備を行い、円滑な消費者行政を推進する。</p>	<p>(3) 権限の委任及び移譲に対する執行体制の整備 国からの事務権限の事務権限の委任や委譲の調査に対し、庁内で調整した。</p>	◎